

## 「原子力規制委員会設置法案」骨子

### 一 目的

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子力施設に関する規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とすること。

### 二 原子力規制委員会の設置・任務

環境省の外局（いわゆる「3条委員会」）として、一の目的を達成することを任務とする原子力規制委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

### 三 所掌事務

委員会は、二の任務を達成するため、次の事務をつかさどること。

#### （1）内閣府の所掌事務のうち

- ・原子力安全委員会が所掌するもの（次に掲げる事項の企画・審議等）。

原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。

核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。

原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

放射線降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

から までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。

- ・原子力災害対策特別措置法に基づく措置に関すること（原子力緊急事態

においては、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が全般的な権限と責任を持つが、原子力事業所内における専門技術的事項に関しては、原子力規制委員会が、原子炉等規制法上の監督官庁として権限を行使する。）

（２）原子炉等規制法において各省大臣（経産大臣、文科大臣、国交大臣）に分掌されている許認可等の原子炉等の規制に関すること。

（３）（２）以外の経済産業省の所掌事務（原子力安全・保安院がその業務を行っているもの）のうち

原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業に関する安全の確保に関すること。

エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。

所掌事務に係る国際協力に関すること。

から までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づく事務

（４）（２）以外の文部科学省の所掌事務のうち

国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。

放射線による障害の防止に関すること。

放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

なお、原子力損害賠償に関する事務は、内閣府に移管すること。

#### 四 勧告等

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができること。

## 五 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。

## 六 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員4人をもって組織すること。
- 2 委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用に関する安全の確保に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
- 3 委員長の任免は、天皇が、これを認証すること。
- 4 委員長及び委員は、法定事由に該当しない限り、罷免されないこと。
- 5 委員会は、原子炉の運転等による事故が発生した場合において迅速かつ適切に対処することができるよう、様々な事態を想定した上で、会議の開催及び議決の方法その他委員等が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定め、これを適正に運用しなければならないこと。
- 6 その他委員会の組織について、必要な事項を定めること。

## 七 委員会に置かれる機関

委員会に、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び緊急事態応急対策委員を置くこと。

## 八 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、規則を制定することができること。

## 九 原子力規制庁

- 1 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。
- 2 1の事務局は、原子力規制庁と称すること。
- 3 その他原子力規制庁について、必要な事項を定めること。

## 十 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 十一 原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討

原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用の安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、核物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

## 十二 政府の措置等

- 1 東日本大震災における原子力発電所の事故を受け、原子力利用における安全の確保のための規制が緊要な課題となっていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとする。

専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実を図ること。

国の内外の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用すること。

留学、国際機関、外国政府機関等への派遣及び在外公館等における勤務の機会を確保し、並びに国の内外の大学及び研究機関との人材交流を行うこと。

職務能力の向上を図るための研修施設の設置その他の研修体制を整備すること。

人材の確保及び育成に係る方策その他の原子力規制委員会の人的又は物的な体制の拡充を図るための財源を確保し、及び勘定区分を導入すること。

- 2 原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならず

それ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を基本的に認めないこととするとともに、その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑又は不信を招くような再就職を規制することとするものとする。

- 3 政府は、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、原子炉等規制法の規定による申告に係る制度をより実効的なものとする方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、速やかに、原子力災害が発生した場合における国、地方公共団体、原子力事業者等の間及び関係行政機関間のより緊密な連携協力体制を整備するため必要な措置を講ずるものとする。
- 7 原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、原子炉等規制法等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び当該事故による災害の拡大の防止に関し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の自主的な対策を講ずるよう努めるものとする。

### 十三 関係独立行政法人

- 1 原子力利用に関する研究開発について、原子力利用における安全の確保を図る観点から、委員会を、独立行政法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構の主務官庁に加えること。
- 2 独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止し、同機構が担っていた原子力利用における安全の確保に関する業務を委員会に移管すること。

#### 十四 原子炉等規制法の改正

- 1 原子炉等規制法の目的規定に、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した」必要な規制を行うことを明記するとともに、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を加えること。
- 2 原子炉等規制法の許認可権を委員会に一元化するとともに、各種規制基準等を原子力規制委員会規則で定めること。

#### 十五 原子力災害対策特別措置法の改正

- 1 国の責務として、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すること」を追加すること。
- 2 原子力災害対策本部について、委員会の委員長及び内閣官房長官を副本部長とし、本部長（内閣総理大臣）に事故がある場合の職務代理を内閣官房長官が行うこととすること。
- 3 原子力災害対策本部長の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、委員会の所掌に属する事項を除くこと（第20条第2項の削除及び第3項の改正）。